

●香川県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年12月4日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

平成24年12月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺大野原線（24号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
観音寺市本大町字江藤道西1054番11 地先から 観音寺市本大町字江藤道西1054番1 地先まで	14.7～16.7	32	平成20年香川県告示第 462号で変更した区域 の一部

- 4 供用開始の期日 平成24年12月4日